



平成26年10月1日発行 第123号

○お知らせ

「事務職員の配置がない訪問看護ステーションへの事務職員派遣モデル事業について説明会を実施します！」

「平成26年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！（厚生労働省所管）」

「訪問看護ステーション IT 化支援事業補助金の追加募集をします！」

○報酬算定・運営基準

「事業所評価加算の届出は、10月15日（水曜日）締切りです！」

○注意

「福祉用具の重大製品事故報告及び回収・修理に関する注意喚起について(情報提供)」

お知らせ

○ **事務職員の配置がない訪問看護ステーションへの事務職員派遣モデル事業について説明会を実施します！**

東京都では訪問看護に関する様々な支援策を実施しており、その一環として今年度、「東京都福祉人材の確保・定着モデル事業」として、事務職員の配置がない訪問看護ステーションへ事務職員を派遣するモデル事業を実施します。

この事業は、訪問看護ステーションの労働環境の改善を図るため、事務職員の配置がない訪問看護ステーションへ、都の委託を受けた派遣会社より事務職員を派遣し、看護職員の事務負担を軽減することで、看護職員が専門業務に注力できる環境を整備し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的としています。

10月からモデル事業による事務職員の派遣を希望する訪問看護ステーションを募集します。募集に際して説明会を実施しますので、応募を御検討されている方はぜひご参加ください。詳細についてはホームページを御覧ください。

【説明会日時】： 平成26年10月14日(火曜日) 都庁内会議室

【対象】： 事務職員の配置がない都内の訪問看護ステーション

説明会の申込は、**10月10日(金曜日)**までにFAXにて申込んでください。
申込方法や申込用紙など詳細については下記ホームページを御覧ください。

<事業概要>

【事業内容】： 東京都の委託を受けた人材派遣会社から事務職員を派遣

【派遣開始時期】： 平成26年12月中旬以降(予定)

【派遣経費の負担】： 東京都が負担します

【募集予定期間】： 10月上旬～10月24日(予定)

【ホームページ】 東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

【お問い合わせ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267

お知らせ

○ 平成26年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！（厚生労働省所管）

厚生労働省が介護サービスの提供体制、内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基準整備に関する基礎資料を得るため、毎年10月1日を基準日として行っている調査です。この調査は、国の委託を受けた「株式会社インテージリサーチ」が各介護保険サービス事業所に調査票を送付し回収いたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

「厚生労働省福祉・介護施設調査事務局」(株式会社インテージリサーチ)

(フリーダイヤル)0120-577-714

※ 調査についてのお問い合わせは、直接こちらの事務局へお願いします。

※ 調査票の各事業所への送付は、9月末より順次発送予定です。

お知らせ

○ 訪問看護ステーションIT化支援事業補助金の追加募集をします！

東京都では訪問看護に関する様々な支援策を実施しており、その一環として「訪問看護ステーション IT化支援事業」として、訪問看護ステーションのITシステム（モバイル端末等）の導入費用に補助をすることで、訪問看護ステーションの緊急時対応や業務運営の効率化を支援しております。

本補助金について、追加募集を致しますので、ITシステムを導入していない訪問看護ステーションにおかれましては、是非この機会にご検討ください。（本補助金は今年度で終了予定です。なお、昨年度、既に本補助金の交付を受けている場合は、対象になりません。）

補助対象経費、補助対象事業者の要件、提出様式等の詳細については、東京都福祉保健局のホームページに掲載をしておりますので、御覧下さい。

申込締切は、11月28日（金）となっております。
補助要件、提出様式等の詳細については下記ホームページを御覧ください。

IT化支援事業補助金のほか、随時募集を行っている補助金もございます。ホームページを御覧下さい。

【ホームページ】

東京都福祉保健局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業＞【補助金】平成26年度訪問看護ステーションIT化支援事業

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/26it.html>)

【お問い合わせ先】 高齢社会対策部 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267

○ 事業所評価加算の届出は、10月15日（水曜日）締切りです！

介護予防通所介護事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所において、平成27年度に事業所評価加算の算定を希望する場合には届出が必要です。なお、すでに当該加算の申出をしている事業所において、平成27年度も算定を希望する場合には再度届出する必要はありません。

	評価の申出をしていない事業所 （「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算（申出）の有無」を「1.なし」で届出している事業所）	すでに評価の申出をしている事業所 （「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算（申出）の有無」を「2.あり」で届出している事業所）
平成27年度 算定希望する	届出必要 「2.あり」として届出してください。	届出不要 【再提出の必要はありません】
平成27年度 算定希望しない	届出不要	届出必要 「1.なし」として届出してください。

【提出期限】

平成26年10月15日（水曜日）必着

【提出書類】 ※様式については下記ホームページをご覧ください。

- 1 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

【提出先・お問い合わせ先】

◆介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション（老人保健施設除く）

〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階
公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室
TEL: 03-3344-8517

【様式等:通所介護】

東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ（通所介護） > 加算届
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html

【様式等:通所リハビリテーション】

東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ（通所リハビリテーション） > 加算届
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/8_tuuraha.html

◆介護予防通所リハビリテーション（老人保健施設みなし指定）

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係
TEL: 03-5320-4264

【様式等】東京都福祉保健局 > 分野からのご案内（高齢者）> 介護老人保健施設 > 介護老人保健施設変更届出等様式

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou.html>

○ 福祉用具の重大製品事故報告及び回収・修理に関する注意喚起について（情報提供）

消費者庁が公表した重大製品事故報告のうち福祉用具（介護ベッド用手すり）に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました（平成26年8月15日公表分）。また、消費者庁が回収・修理や注意の呼びかけを行っている福祉用具について注意喚起がありました（平成26年9月10日公表分）。詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

福祉用具の利用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する措置を講じていただき、引き続き事故防止に努めていただくようお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都介護サービス情報＞利用者の安全確保にかかる注意喚起＞消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について(消費者庁)

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi.html)